

改正

令和2年3月31日訓令第44号

妙高市優良宅地造成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、優良宅地の供給促進による定住の促進を図るため、事業者が宅地造成区域内に築造する道路及び開発区域と公道を接続する開発接続道路（以下「開発接続道路」という。）の整備に係る費用に対して、予算の範囲内において妙高市優良宅地造成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、妙高市補助金等交付規則（平成19年妙高市規則第14号。以下「規則」という。）、妙高市補助金交付基準（平成19年妙高市訓令第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、妙高市立地適正化計画で定める居住誘導区域内において分譲を目的とした3,000平方メートル以上の宅地造成を行う事業者又は、妙高市優良宅地造成支援事業補助金の交付決定を受けた開発接続道路の整備を行う事業者とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宅地造成区域位置図
- (2) 現況平面図
- (3) 土地利用計画平面図
- (4) 排水施設・給水施設計画平面図
- (5) 道路計画縦・横断面図
- (6) 道路構造図
- (7) 道路整備に要する経費（用地購入費、工事費）内訳書
- (8) その他市長が必要と認める資料

(補助金の交付決定)

第5条 市長は前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、速やかに補助金を交付するかどうかを決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに規則第6条に規定する補助金等交付（不交付）決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた事業者は、当該補助事業が完了した日から1月を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に竣工書類（工事写真等を含む。）を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で補助金額を確定し、規則第15条に規定する補助金等確定通知書により通知の上、請求書の提出を受けて補助金を交付するものとする。

(補助制度の見直し)

第8条 市長は、この要綱の施行の日から3年を超えない期間ごとに、各条項が他の法令や社会経済情勢などと比較して整合性が取れているかどうかを検討するものとする。

2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この要綱の見直しが必要であると判断したときは、速やかに、見直し等の措置を講じるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日訓令第44号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象経費	補助金の額
妙高市宅地開発等指導要綱 (平成2年新井市訓令第23号) で定める指導基準に適合する宅地造成であり、かつ、市道認定基準 (平成17年妙高市訓令第13号) に適合し、市道認定を受ける道路の整備に要する経費 (用地購入費、工事費)	・ 補助対象経費の3分の1以内 (千円未満の端数は切り捨て) ・ 上限額は合計1,000万円
妙高市優良宅地造成支援事業補助金の交付決定を受けた開発接続道路であり、かつ、市道認定基準 (平成17年妙高市訓令第13号) に適合し、市道認定を受ける道路の整備に要する経費 (用地購入費、工事費)	・ 補助対象経費の3分の1以内 (千円未満の端数は切り捨て) ・ 上限額は合計500万円

備考 交付申請時において契約後1年を経過する用地購入は対象外とする。